

二十七日工場閉鎖ヲ断行シ職工ニ對スル未拂賃金
約一千圓ハ本月四日支拂フコトトセリ

六、要求事項

- (1) 延滞(未拂)賃銀ノ即時支拂
- (2) 休業中(三月十九日ヨリ今日迄)日給ノ五分ヲ支拂スルコト
- (3) 三月二十七日ヨリハ予告手當十四日分ヲ支給スルコト
- (4) 日給一ヶ月分ヲ解雇手當トシテ支給スルコト

七、交渉状況

三月十九日ヨリハ業ヲ命ゼラレタル職工八名ハ事
業主ノ措置ニ不感アリテ神奈川鉄工組合ノ應援ヲ

求メタル為ノ全組合主事近藤武男ハ本月一日前記
八名ノ代表トシテ工場主ヲ訪問シ口頭ヲ以テ前項
ノ要求ヲ為レ一ヶ月分ノ解雇手當ハ現今財界不況
ノ折柄故職工ノ立場ヲ考慮シ工場主ノ私財ヲ以テ
ナリトモ支給サレノシ當四月二日ニ諾否ヲ電話ニ
テ回答セラレタレト陳情セリ

八、回答状況

事業主側ニ於テハ前記要求ニ對シ具体的対策ナシ
善後策講究中ニシテ未ダ何等ノ回答ナキモ従業員
側ニ不穩ノ行動ナシ

右及申(通)報候也